

議員提出第4号議案

後期高齢者医療制度に関する意見書について

上記の意見書を国に提出する。

平成28年12月20日

安城市議会議員	野	場	慶	徳
〃	早	川	建	一
〃	近	藤	之	雄
〃	武	田	文	男
〃	白	山	松	美
〃	法	福	洋	子
〃	辻	山	秀	文

—提案理由—

この案を提出したのは、後期高齢者の保険料軽減特例の見直しについて、被保険者に対して急激な負担増とならないようきめ細かな激変緩和措置を講ずるとともに、後期高齢者医療制度を持続可能で安定した制度とするために財政支援を含めた検討・改善を行い、制度内容を変更する場合にはその必要性について、広く国民の理解を得るよう国に要望するため。

## 後期高齢者医療制度に関する意見書

現在、少子高齢化や医療の高度化が進む中で、後期高齢者の医療費は、毎年増え続けており、平成26年度には国民医療費の35.5%となっています。このことは、平成20年度の制度施行から9年目となる後期高齢者医療制度に多くの課題を与えています。

医療保険制度は、病気にかかったときに、国民の全てがいつでもどこでも安心して医療が受けられ、その給付と負担が公平で持続可能な制度であることが必要です。後期高齢者医療制度も例外ではありません。

後期高齢者医療制度を持続可能な制度にするためには、増え続ける医療費に対する公平な負担をどのようにしていくかが課題であり、制度に対しては常に検討・改善が求められるところでもあります。

平成27年1月に社会保障制度改革推進本部において決定された「医療保険制度改革骨子」によると、後期高齢者の保険料軽減特例については、段階的に縮小し、平成29年度から原則的に本則に戻すとの方向性が示されています。しかしながら、本則に戻した場合、急激に保険料負担が増加する被保険者もありますが、そのことを国民の多くは理解していない現状があります。

また、後期高齢者医療制度の現状や他の課題についても国民に十分に周知できているとはいえません。特に、現行の制度を見直す場合には、積極的に周知し、その必要性が理解されることが重要と考えます。

よって、下記の事項について、国による積極的な対応、実現を要望します。

### 記

- 1 保険料軽減特例の見直しについては、被保険者の負担増を最小限に抑え、急激な負担増加とならないよう、きめ細かな激変緩和措置を講ずること。
- 2 後期高齢者医療制度が、持続可能で安定した運営ができる制度となるよう財政支援を含めた検討・改善を行うこと。
- 3 後期高齢者医療制度の周知・広報を国からも行い、特に制度内容を変更する場合には、その必要性について広く国民の理解を得ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月20日

安城市議会